

平成 24 年 11 月 2 日

各課等の長

伊佐市長 隈元 新

平成 25 年度の「市政運営の基本的な考え方」について（通知）

平成 25 年度の各課業務編成にむけた取組みに当たり、特に留意すべき事項を下記のように示します。基本になるのは、第 1 次伊佐市総合振興計画（前期基本計画）です。各課長は、総合振興計画を全職員が共通認識するよう周知に努め、施策ごとの事務事業を計画してください。なお、関係する課との連携を密にしてください。

また、25 年度以降の地方交付税は、見通しが不透明で後年度の財政運営に大きな影響が考えられますので、事業選択には後年度への負担も考慮して十分な検討をお願いします。

1 平成 25 年度の市政運営の視点

- ① 伊佐市総合振興計画（h23～h32）を今後のまちづくりの指針とします。
- ② 前期基本計画（h23～h27）は、総合振興計画の実現に向けて 5 年間で取組む施策の内容を示しています。特に「全庁横断課題」は全職員が理解して積極的な取組みが必要です。さらに、重点施策については他の施策に優先して取り組みます。
- ③ 施策に基づく事務事業は、振返り評価を行ったうえで事業を展開する必要があります。
- ④ 国は、緊急経済対策・日本再生戦略などの対策を講じるので、国政の動きに注視し情報収集に努め有利な事業を取り入れる必要があります。
- ⑤ 前期基本計画の施策は、協働による市民と行政の役割分担を定めていることから、市民の参加や関わりを考慮して事業に取り組む必要があります。

2 平成 25 年度の重点的な取組方針

- ① 「安全安心・定住の促進」実現のために、市民と職員の資質の向上と、戦略性のある創造力を身につける事業に取り組めます。
- ② 福祉・介護分野は、現在の水準を維持し住民サービスに努めます。
- ③ 農業分野を重点に取り組めます。なかでも、インターネット・フェイスブックなどを含めたメディアを活用し、工夫して情報発信に取り組めます。
また、農産物等は、従来の販売方法に頼らず、アイデアと工夫による新たな販売戦略を、JA をはじめとした農業関連組織や生産者と協同して取り組みます。
農業の 6 次産業化を進め、農業経営の多角化に取り組めます。さらに起業農家の育成に取り組めます。
- ④ 教育分野は、平成 27 年度の新しい中学校が円滑に開校できるように努めるとともに、児童生徒の学力向上に取り組めます。

3 総合振興計画重点施策の積極的な取組み

全庁横断課題解決への貢献期待度の高い施策として 4 施策を設定します。25 年度は前期計画の

3年目中期に位置します。十分な振り返り評価を行い現状と課題を認識した上で、対象と意図に対し有効な事業の取組みを進めます。

※全庁横断課題「安全安心・定住の推進」

本市の目標将来像の実現に向け、全庁全組織に取り組むべき最重要課題のこと。将来目標像を実現するためには、高齢化や人口減少がさらに進行すると予想される中で、本市に住んでいる人が、安全安心に暮らし続けることができ、このことにより、市外の移住希望者が本市に住みたいと感じるまちづくりを進めることが重要であると認識し、本課題の解決に向けた取組みを積極的に進めます。

①市民協働の体制づく

～全庁横断課題との連携～

市民がお互いに協力して進める地域づくりや、市民や関係団体が参画し行政と協働して進めるまちづくりは、「安全安心なまち」の形成にとって重要であることから重点施策とした。

また、市民と行政が役割分担のもとに協働して地域の課題解決に取り組むことは、市民にとって「安全安心で住み続けたいまち」につながり、加えて伊佐市出身者を含む市外住民にとっても「住みたいまち」につながると思われることから、「定住」につながります。

基本的な取組み

協働の理解 促進

- ・協働によるまちづくり活動への理解や関心を深めるための機会を設けるなどきっかけづくりを行います。
- ・市民活動団体や事業所、NPOなどが、まちづくりの一部を担おうとする機運を高めていきます。

協働の機会 の充実

- ・市役所が行っている業務について、市民等との協働の可能性を検討し、協働して実施する事業の拡大を図ります。
- ・NPOやコミュニティ協議会等から事業提案を受け、事業を委託する方法等について検討します。
- ・審議会等について、市民公募委員枠の拡大を図ります。

市民活動が しやすい環 境づくり

- ・地域課題への対応や市民と行政との役割分担など、協働のルールづくりについて検討します。
- ・公民館など公共施設を活動場所として引き続き提供し、校区コミュニティ活動を支援します。
- ・保険制度の活用により、市民が安心して市民活動に参加できるよう支援します。地域の自治活動を担うコミュニティ協議会や自治会が自立的・安定的な

運営を維持し、効果的な市民活動が出来るよう支援します。

協働の担い
手の育成

- ・市民の自主的な活動を推進するために、地域の課題解決に向けた市民活動団体の主体的な取組みを支援します。
- ・各種講座や講演会などの「まちづくり学習」の場を提供して、専門的な知識を習得する機会を設け、地域リーダーの育成を図ります。
- ・NPO 法人への組織化や NPO、ボランティア団体などのネットワーク化を進め、協働の担い手となる組織の育成を図ります。
- ・活動が維持できない小規模自治会については、再編・統合の促進を図ります。
- ・地域づくりの基礎単位である自治会については、住民連携による自治会活動の重要性やその利点等について理解を求め、自治会加入を促進します。

②雇用対策の促進

～全庁横断課題との連携～

安心して暮らすためには、就業が確保され経済的に安定している必要があるが、就業したい市民の雇用が確保されていないため重点施策とした。雇用対策は、企業誘致に主眼を置くばかりではなく、地域内における業種転換や起業、異業種連携等により促進され、その取組は農業や商工業など地域産業の振興とも併せて相乗効果を及ぼすものと思われる。さらに、雇用が確保される環境が整うことで、若者などの就職のための市外転出が抑制され、定住化が進むものと考えられ、伊佐の特徴を生かした起業や異業種連携等による雇用の拡大は「定住」を進めるうえで市外住民に対しても伊佐のイメージアップにつながります。

基本的な取組み

企業立地の
推進

- ・企業立地等促進条例に基づき、進出企業に対する支援を行うとともに、企業に対する訪問等により企業立地の取組みを推進します。

起業家の育
成

- ・新たに事業を開始する個人や組織に対する起業の支援を積極的に行います。

雇用機会の
確保

- ・既存の就業者に対しては、国・県の雇用対策に係る事業の活用などにより離職者対策に努めます。
- ・市内企業等の雇用拡大や企業立地等により就職希望者の雇用の場を確保することで、市内の雇用環境の改善を図り、市内企業への市内高校卒業生の雇用を働きかけます。

③道路・公共交通体系の整備

～全庁横断課題との連携～

今後もより一層高齢化率が高くなる状況の中で、市民が安全に日常生活を営む条件として、安全性の高い道路環境の確保は必須である。また、全ての市民が安心して生活するためには、自らの交通手段を持たない市民が買い物や通院など日常の行動を不便なく行えるよう望ましい公共交通体系を整備することが必要である。市民の市外への交通手段や市外からの来訪者の交通手段として隣接する市町との間でも確保される必要があり、利便性の高い交通体系を確保することは、「暮らしやすい→住み続けたい」や「伊佐市に訪れる機会がある＝住みたいまちである」と思う機会がある」につながり、「定住」へ貢献します。

基本的な取組み

公共交通の
利便性向上

- ・公共交通の実証運行の結果を踏まえて、利用者の利便性・効率性の高い公共交通体系の構築に向け、民間バス会社やタクシー事業者と連携し、交通弱者対策と交通空白地帯の解消を図ります。
- ・近隣市町との公共交通ネットワークの充実に向け、空港・水俣市間やさつま町間の幹線路線については継続運行のために利用促進に努め、出水市、人吉市間については、費用対効果に見合う公共交通の運行に向けて検討します。

道路の適正
な整備の推
進

- ・市内道路については、市民が快適に通行できるよう、関係機関と連携して適切な管理に努めます。
- ・子どもや高齢者の安全の確保に配慮して、優先度の高いものから効率的に幅員や歩道の確保、路面補修等、道路改良の実施に努めます。
- ・老朽化の進む市内橋梁については、耐震性調査を行い、調査結果に基づき計画的な整備を行います。

④地域福祉の体制づくり

～全庁横断課題との連携～

全ての市民が安全安心に暮らすためには、身近な地域において市民が相互に支えあう体制が整っていることが必要であり、特に、高齢者や障がい者、子育て世帯については、地域と行政や医療・福祉関係機関が連携し支援する体制を構築する必要がある、地域福祉活動が活発に行われることで、別途に位置づけている高齢者など要支援者に対する施策の成果が向上すると思われます。また、要支援者を含めた地域住民が相互に支えあう地域社会の形成は市民にとって「安全安心で住み続けたいまち」となり、市外住民にとっても「住んでみたいまち」と思えるまちづくりに貢献します。

基本的な取組み

支え合い意識の醸成

・多くの市民が福祉を身近に感じるよう意識向上を図る必要があり、地域の中で生活している高齢者、障がい者、子育て中の親等、支援を必要とする地域住民の福祉課題について知る機会を作ります。

・社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等と連携して、地域で身近な福祉活動を行うボランティア・リーダーや実践者の発掘・育成を行います。

地域福祉活動がしやすい環境づくり

・社会福祉協議会と連携しながら、各種ボランティア団体等の活動支援を図るとともに、活動したい人の意欲を生かすため、地域住民が集い、仲間づくりをする場づくりや情報提供の充実等を図り、地域福祉活動がしやすい環境づくりを推進します。

高齢者、障がい者、育児を支えるサポート体制の充実

・地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員等に対し、活動の強化と充実を図るための支援を行います。

・NPO、ボランティア団体や地域等が連携して支えあう体制づくり活動を支援します。

・高齢者や育児を支えるサポート体制や相談体制の充実を図ります。

○共通課題として

①中・長期的経営視点での計画的な運営

- ・ 中・長期的な課題の解決への着手（公共施設の更新・統廃合など）
- ・ 地域経済対策としての公共事業の実施（工法や発注方法など）
- ・ 各課横断的な課題解決のための効率的・効果的な事業実施・見直し
- ・ 公共施設の多面的・複合的な有効活用
- ・ 集中改革プランの実施（事務事業の評価・見直し、組織体制の見直し等）

②国や県等の変化に対する積極的な情報収集と迅速な対応

- ・ 国県の既存事業の見直しや制度改正等への適切な対応
- ・ 政府発表の追加経済対策への迅速な対応
- ・ 始良・伊佐地域振興局との連携体制の強化（情報収集）

4 予算編成の基本的な考え方

予算編成における政策的判断は、「伊佐市総合振興計画」及び「重点的な取り組み方針」を柱とします。特に全庁横断課題と上記に掲げる重点施策を重視して進めます。また、全体としては中期財政計画を基本としますが、国の動向に留意しながら流動性を持った予算編成を行います。

普通建設事業では、原則的に実施計画に掲げる事業を対象としますが、歳入確保について社会情勢や国の動向等の不安定要素が大きいため、調整を行う場合があります。

なお、特に予算要求前に国県等への申請手続きを要する事業は、申請前の事前協議（戦略会議等）

を必要とします。

5 その他

新規事業、拡充事業（ソフト事業 100 万円、ハード事業 300 万円）については、必ず新規拡充事業シートを企画調整課へ提出してください（毎年 10 月上旬に提出→事前評価→シート完成→評価会議→2 次評価会議 11 月）。成果優先度評価を行い、実施計画の選定に活用していきます。実施計画は、施策ごとの主要事務事業を 3 年間掲載し、毎年度ローリング方式により調整していきます。

なお、新規事業シートを提出していない場合は、11 月 9（金）までに提出してください。二次評価会議を 12 月 4 日（火）に予定しております。（十分な説明ができるように資料の準備をしてください）